

高知県職員倫理条例に規定する贈与等報告にかかる要件の改正案

	現行	改正案	(参考) 国家公務員倫理法
対象者要件	管理職員	課長補佐級以上	本省課長補佐級以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・国の考え方に準拠 ・管理職手当の支給を受ける職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務によっては決裁権があり、職員の管理監督的地位にある課長補佐・次長級の職員まで対象者を拡大 ・ただし、職務と権限を有する職員に限ることとし、それ以上は拡大しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・職務と権限を有する職員に限る ・審査が可能な範囲（事務処理の増大によるコスト増を危惧）
提出要件	一件につき 5,000 円を超える場合	一件につき 5,000 円を超える場合 <u>報告の期間中（四半期毎）同一相手先からの受領額の合計が 5,000 円を超える場合</u>	一件につき 5,000 円を超える場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・国の考え方に準拠 	<ul style="list-style-type: none"> ・（現状では報告義務のない）少額を複数回受領して高額となっている場合への措置 ・あまりに低額のものまで求めてしまうと職員が萎縮する可能性あり ・複数回贈与等を受ける可能性がある場合、その都度金額を把握し、控えておく必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会通念上、儀礼の範囲内 ・あまりに低額のものまで求めてしまうと職員が萎縮する可能性あり ・事務処理の増大によるコスト増を危惧
閲覧要件	一件につき 2 万円を超える部分	<u>報告の期間中（四半期毎）同一相手先からの受領額の合計が 2 万円を超える部分</u>	一件につき 2 万円を超える部分
	<ul style="list-style-type: none"> ・国の考え方に準拠 ・2 万円未満の報告書は、倫理審査会にて審議していただいている 	<ul style="list-style-type: none"> ・少額を複数回受領して高額となっている場合への措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会通念上、高額という判断 ・事務処理の増大によるコスト増を危惧